具体的には、地域の鳥獣の保護及び管理の見地から、鳥獣保護区の指定、鳥獣保護管理員の資質向上を含めた人材の育成・配置を行う。また、捕獲等に係る技術の開発及び普及を行い、市町村等が取り組む地域的な鳥獣の保護及び管理に対する支援を行う。

また、必要に応じて、第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画を作成し、対象とする鳥獣の保護又は管理の目標を設定する。そして、当該都道府県内において、各主体が実施する取組の調整を行うとともに、目標達成のために必要な施策を主体的に実施する。特に、指定管理鳥獣の管理については、都道府県が主体的な役割を担う。都道府県は、必要に応じて各都道府県における生息数の推定等を行って、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を策定するとともに、当該計画の目標達成のために必要な指定管理鳥獣捕獲等事業を積極的に実施する。さらに、捕獲数、生息状況及び被害状況等の情報を収集し、国に提供する等、国の施策との連携・協力に努める。

さらに、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が作成する被害防止計画が、鳥獣保護管理事業計画並びに第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）との整合が取れたものであるかを確認して、市町村との連携に一層努める。

イ　市町村

近年、条例や鳥獣被害防止特措法に基づき、鳥獣の捕獲許可の権限の一部を都道府県から委譲されているほか、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画に基づく施策を実施する等、市町村の役割が増大している。

鳥獣の捕獲許可の権限を委譲された市町村は、都道府県知事の定める鳥獣保護管理事業計画に基づき、適切な捕獲許可の運用を図る。鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定した市町村は、都道府県と連携し、被害防止計画に基づく施策を実施する。具体的には、被害防止計画に基づいて、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策に係る地域ぐるみの取組を実施する。また、捕獲結果に関する情報は、個体数推定等の重要な基礎情報となることから、定期的に、都道府県に報告する。

⑶　事業者、市民、民間団体、専門家等の役割

ア　事業者

事業者は、鳥獣の保護及び管理を行う際には、行政との連携を十分に図る。また、特に、認定鳥獣捕獲等事業者をはじめとする鳥獣の捕獲等を行う事業者においては、安全確保を確実に行うとともに、従事者の技能・知識の維持向上と育成・確保を図る。

また、開発活動等、生態系に影響を与える経済活動を行う事業者においては、事業の計画や実施に際し、鳥獣の保護及び管理に与える影響に十分配慮する。

鳥獣を観光等に利用する事業者については、地域の鳥獣の生息状況等に影響を与えるような餌付け等の行為を行わないように努める。

エコツーリズム事業者をはじめとする自然体験活動事業者においては、鳥獣の生息している良好な自然環境の持続可能な利用を図りつつ、鳥獣の適切な保護及び管理にも役立つような自然体験活動の普及及び定着に努める。

イ　市民、民間団体（ＮＰＯ、ＮＧＯ）、専門家等

市民は、人と鳥獣との適切な関係の構築について関心を寄せ、理解を深め、鳥獣の保護及び管理に関わる活動に自主的、積極的に参加することが期待される。特に鳥獣の管理の必要な地域においては、地域住民が一体となって、生ごみや未収穫作物等の適切な管理や追い払いの徹底等による鳥獣を誘引しない取組を進める。

専門的な知識及び技術等を有している団体や自然とのふれあいに関する民間団体は、各団体の専門性等に応じて、保護及び管理に関する調査活動への参画、評価、提言、普及啓発を行うことにより、行政と市民との情報の橋渡し等の役割を担うことが期待される。

専門家及び関係学術団体は、各主体に対して、鳥獣の保護及び管理に関し科学的な観点から適切な助言・指導を行うことが期待される。

２　関係主体の連携

⑴　関係主体間の横断的な連携

鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、国、地方公共団体、事業者、市民、民間団体、専門家等の関係主体は、互いの役割を認識した上で、各主体が連携する。

また、鳥獣保護管理事業を効果的に実施するため、都道府県の鳥獣行政部局は、他の関係行政部局、市民、民間団体等の関係者間の連携の中心的な役割を担う。

⑵　地方公共団体の情報と取組方針の共有

地域間の取組方針の違いや連絡調整の不足により、鳥獣保護管理事業が適切に実施できない場合がある。例えば、無計画な捕獲作業や追い払いを行うことによる個体の拡散や被害の拡大等が生じないように、特に、隣接する地方公共団体間で、情報と取組方針の共有を図る。

⑶　鳥獣の管理のための捕獲体制の整備

これまで、「有害鳥獣捕獲」と呼んできた鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的での捕獲は、平成26年の法改正により、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整の目的での捕獲と合わせて、鳥獣の管理の目的での捕獲と整理された。

この管理の目的での捕獲のうち、鳥獣の個体数を適正な水準にまで減少させる目的での捕獲と、個別の被害を防止する目的での捕獲とでは、求められる体制は異なる。

特に、指定管理鳥獣については、集中的かつ広域的に管理を図る必要があることから、都道府県等が行う指定管理鳥獣捕獲等事業に基づく捕獲等及び市町村が行う捕獲等は、第二種特定鳥獣管理計画の下で、体系的に実施される必要があるとともに、これらの捕獲等に当たっては、認定鳥獣捕獲等事業者の確保・活用が期待される。

山林の奥地や山域等、これまで十分な捕獲圧がなかった地域において、新たに指定管理鳥獣捕獲等事業に基づく捕獲体制を構築する場合は、認定鳥獣捕獲等事業者を含めて、その場所に最適な捕獲方法の検討・選択及び体制の構築を行う必要がある。

市町村がこれまで編成してきた鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第９条第１項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）等の捕獲隊は、隊員数の減少、高齢化が進んでいる。捕獲隊員等の選定については、技術の優れた者を捕獲隊員に選定する、市町村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成する、又は農林業者を交えた地域ぐるみの捕獲隊を確立する等、新たな捕獲体制を早急に確立する必要がある。その場合でも、被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれる必要がある。

個別の被害を防止する目的での捕獲の中で、クマ類やイノシシ等の大型獣類が人里に出没した場合の対応にあっては、求められる迅速性や技術力は高く、対応できる者の配置や連絡体制を予め計画的に準備しておく必要がある。市街地周辺での麻酔銃猟や空砲による追い払い等、特殊な技術が要求される場合もあることから、都道府県及び市町村は、これらの技術を持った団体等との連携を強化する必要がある。

⑷　地域に根ざした取組の充実

鳥獣による被害への対策は、捕獲のみの対応では不十分である。関係主体が連携して、生息環境の適切な保全や被害防除対策を図る等、総合的な取組を地域レベルで適切に進めることが効果的である。都道府県が特定計画を作成する際にも、市町村ごとの保護及び管理の目標を具体化・明確化し、地域的な共通認識の醸成を図りながら、その内容を集落レベルまで周知していく必要がある。

また、都道府県及び市町村等においては、鳥獣やその生息環境を重要な地域資源として認識し、市民、民間団体等の協力を得ながら、関係行政部局と連携しつつ、地域振興にも資するよう適切な活用を図る。